

佐倉市規則第 号

佐倉市個人情報の保護に関する法律施行条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、市長が取り扱う保有個人情報等について、佐倉市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年佐倉市条例第33号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則で使用する用語の意義は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）及び条例で使用する用語の例による。

(個人情報取扱事務の登録)

第3条 条例第3条第1項及び第2項の規定による登録は、個人情報の取扱いに関する事務を管理する電子計算組織により行うものとする。

(審議会への報告事項)

第4条 市長は、次に掲げる事項について、佐倉市情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）に報告するものとする。

- (1) 条例第3条第1項及び第2項の規定による登録があったこと。
- (2) 法令の規定により、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用又は提供（以下「目的外利用」という。）をしたこと。ただし、経常的な利用又は提供についてはこの限りではない。
- (3) オンライン結合（通信回線による電子計算機その他の情報機器の結合（保有個人情報を実施機関以外のものが随時入手し得る状態にするものに限る。）をいう。）による外部への保有個人情報の提供を新たに開始し、又はその内容を変更したこと。

2 市長は、前項第2号に規定する事項を報告するときは、次に掲げる事項を併せて審議会に報告するものとする。

(1) 保有個人情報取扱事務を所管する組織の名称

(2) 保有個人情報取扱事務の名称

(3) 目的外利用をする組織の名称

(4) 目的外利用をした保有個人情報の内容

(5) 目的外利用をした日付

(6) 目的外利用を行う根拠規定

(写しの交付)

第5条 開示請求に係る保有個人情報が記録されている地方公共団体等行政文書の写しを交付するときの部数は、地方公共団体等行政文書1件につき1部とする。

(電磁的記録の開示の方法)

第6条 法第87条第1項の行政機関等が定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の種別に応じ、当該各号に定める方法(プログラム(電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わされたものをいう。以下同じ。))を用いて行う必要があるものにあつては、市長が保有するプログラムにより行うことができるものに限る。)とする。

(1) 映画フィルム 専用機器により映写したものの視聴

(2) 録音テープ又は録音ディスク 専用機器により再生したものの聴取

(3) ビデオテープ又はビデオディスク 専用機器により再生したものの視聴

(4) 前3号に掲げるもの以外の電磁的記録 当該電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧又は交付

2 前項第4号の規定にかかわらず、当該電磁的記録を専用機器により再生し

たものの閲覧、視聴又は聴取の方法（プログラムを用いて行う必要があるもの  
にあつては、市長が保有するプログラムにより行うことができるものに限る。）  
により開示することが容易であるときは、当該方法とすることができる。

- 3 前2項に定める方法による電磁的記録の開示にあつては、市長は、当該電磁  
的記録の保存に支障が生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由が  
あるときは、当該電磁的記録を複製したもの又は用紙に出力したものの写し  
により、これを行うことができる。

（開示の実施等）

第7条 保有個人情報記録されている地方公共団体等行政文書を閲覧し、視  
聴し、又は聴取する者は、当該地方公共団体等行政文書を汚損し、又は破損し  
てはならない。

- 2 市長は、前項の規定に違反する者又は違反するおそれがあると認められる  
者に対し、保有個人情報記録されている地方公共団体等行政文書の閲覧、視  
聴又は聴取を停止し、又は禁止することができる。

（開示手数料）

第8条 条例別表に規定する規則で定める手数料の額は、別表に定めるとおり  
とする。

（送付に要する費用の納付）

第9条 政令第28条第4項の規則で定める方法は、郵便切手その他市長が認  
める方法とする。

（運用状況の公表）

第10条 条例第6条の規定による公表は、次に掲げる事項について、ホームペ  
ージへの掲載その他の適切な方法で行うものとする。

- （1）保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求の件数並びにそれらの処理

状況

(2) 審査請求の件数及びその処理状況

(3) その他必要な事項

(補則)

第11条 この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(佐倉市個人情報保護条例施行規則の廃止)

2 佐倉市個人情報保護条例施行規則(平成17年佐倉市規則第95号)は、廃止する。

別表(第8条関係)

電磁的記録の種別	開示の方法	手数料の額
映画フィルム	視聴(専用機器により映写したものの視聴に限る。)	無料
録音テープ又は録音ディスク	聴取(専用機器により再生したものの聴取に限る。)	無料
ビデオテープ又はビデオディスク	視聴(専用機器により再生したものの視聴に限る。)	無料
その他の電磁的記録	閲覧、視聴又は聴取(専用機器により再生したものの閲覧、視聴若しくは聴取又は用紙に出力したものの閲覧に限る。)	無料
	写しの交付(用紙にモノクロームで出力したものの交付)	1枚につき10円
	写しの交付(用紙にカラーで出力したものの交付)	1枚につき50円
	写しの交付(シーディー・アールに複	1枚につき24

	写したものの交付)	0円
--	-----------	----

備考

- 1 用紙の両面に出力して写しの交付を行う場合においては、当該用紙の片面をそれぞれ1枚として算定する。
- 2 用紙は、原則として日本産業規格A列3番までのものを用いるものとし、これを超える規格の用紙を用いた場合は、日本産業規格A列3番による用紙を用いた場合の枚数に換算して算定する。
- 3 シーディー・アールは、日本産業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なもので記憶容量700メガバイトのものに限る。
- 4 専用機器とは、開示を受ける者の閲覧、視聴又は聴取の用に供するために、市長により備え置かれたものをいう。